

パブリックコメント（意見募集）

石狩市税条例の改正について

令和4年7月1日から7月31日まで

石狩市役所 財政部 税務課

1 概要

地方税法が改正されたことに伴い、石狩市税条例（昭和29年条例第20号）の一部について改正が必要となりました。

改正が必要となった事項のうち、固定資産税の特例措置（通称・わがまち特例）について、自治体の自主的判断により税率等を定めるものであることから、石狩市市民の声を活かす条例に基づき、皆様の意見をお伺いするものです。

2 内容

下水道除害施設に係る固定資産税の特例措置の変更

下水道除害施設とは、下水道施設の機能を損傷させるおそれのある下水を継続的に排出する者に対して設置が義務付けられている施設です。

公害防止の効果が期待される一方で設置に負担がかかる施設のため、その固定資産税を軽減する特例措置が執られており、今回の地方税法の改正に伴い、その適用対象や割合を変更することになりました。

- ① 適用対象となる施設が下表のとおりに変更され、その取得期間が2年間延長されました。

	対象設備	取得期間
現行	公共下水道を使用する者が設置した下水道除害施設	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
変更後	令和4年4月1日以後に供用開始の公共下水道排水区域内でそれ以前から事業を行う者がその区域内の工場等に設置した下水道除害施設	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで

- ② 条例で定める割合

本市で定める割合を5分の4とします。

	国が示す参酌割合	条例で定めることができる割合の範囲	条例で定める割合
現行	4分の3	3分の2以上 6分の5以下	4分の3
改正案	5分の4	10分の7以上 10分の9以下	5分の4

3 根拠法令

地方税法附則第15条第2項第5号

2 公共の危害防止のために設置された次の各号に掲げる施設又は設備（既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く。）のうち、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の2又は第349条の3第2項若しくは第3項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(5) 下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者（令和4年4月1日以後に供用が開始された同法第2条第3号に規定する公共下水道の同条第7号に規定する排水区域内の工場又は事業場（以下この号において「工場等」という。）において当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者に限る。）が当該工場等に設置した同法第12条第1項に規定する除害施設で総務省令で定めるもの 5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該除害施設が第389条の規定の適用を受ける場合には、5分の4）

4 理由

固定資産税の課税標準の特例措置について、わがまち特例の趣旨を踏まえて検討した結果、本市においての特殊性や考慮すべき事柄等について特に勘案すべき状況はなく、参酌割合以外とする特段の理由はないため、国が示す参酌割合と同じ割合とします。

5 パブリックコメント後の流れ

このパブリックコメントによる手続きを経て、令和4年9月開催予定の石狩市議会に石狩市税条例の改正案を提案する予定をしています。